

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>3 (略)</p> <p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～四 (略) 五 削除 六～十八 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>覚せい剤取締法第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康福祉機構」と読み替えるものとする。</u> (削る)</p>												
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>3 (略)</p> <p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～四 (略) 五 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第五項 六～十八 (略)</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、<u>おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="223 1176 614 2049"> <tr> <td>母子保健法第二十条第五項</td> <td>その主務大臣</td> <td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>覚せい剤取締法第三十五条第一項</td> <td>主務大臣</td> <td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>医療法施行令第一条及び第四条の五</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	母子保健法第二十条第五項	その主務大臣	独立行政法人労働者健康福祉機構	覚せい剤取締法第三十五条第一項	主務大臣	独立行政法人労働者健康福祉機構	医療法施行令第一条及び第四条の五			看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条		
母子保健法第二十条第五項	その主務大臣	独立行政法人労働者健康福祉機構											
覚せい剤取締法第三十五条第一項	主務大臣	独立行政法人労働者健康福祉機構											
医療法施行令第一条及び第四条の五													
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条													